

外務省実施分とJICA実施分の無償資金協力(案)

新JICA法第13条第一項第三号ロ

条約その他の国際約束に基づく無償資金協力(機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。)の実施のために必要な業務を行うこと。

JICA実施分

開発ニーズに合わせたプロジェクトの形成・実施において専門的・技術的な知見が必要なものの

ノン・プロジェクト無償

緊急無償

草の根・人間の安全保障無償
草の根文化無償

日本NGO支援無償

テロ対策等治安無償

外務省実施分

機動性の確保等外交政策遂行上必要なものの